

工事費内訳書の入札時提出について

令和8年1月31日より、電子入札における入札書に「入契法第12条で定める入札金額の内訳」欄が追加されました。

これまで、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札書の提出と合わせて、「入札書提出」画面にある「内訳書登録」に直接工事や共通仮設費等の入力をしていただいておりますが、新たに「入契法第12条で定める入札金額の内訳書」欄が追加され、以下の項目を入力していただくこととなりました。一度入力して登録した内訳書については、入札書と同様に書換え、引換え又は撤回することは認められません。

- (1) 材料費（必須）
- (2) 労務費（必須）
- (3) 法定福利費（必須）
- (4) 安全衛生経費（必須）
- (5) 建設業退職金共済契約掛金（必須）
- (6) その他当該公共工事の施工のために必要な経費（本市より別途規定がある場合。無い場合は0と入力）（必須）

なお、内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とします。

- (1) 内訳書の提出がないとき
- (2) 内訳書の積算が誤っているとき
- (3) 内訳書と入札書の記載金額が一致しないとき

また、内訳書の内容が、次のいずれかに該当するときは、武蔵村山市談合情報対応マニュアルに定める「談合情報」があったものとして、当該マニュアルに準拠した事務処理を行うこととします。

- (1) 多数の入札参加者の内訳書記載金額に同一性があると認められるとき
- (2) 多数の入札参加者の内訳書に同じ誤りがあるなど、同一性があると認められるとき

なお、落札者の決定については、入札書の入札価格及び内訳書を上位の者から確認し、無効となる場合は、当該内訳書を提出した入札者を除き、落札者を決定します。

また、先に述べた談合情報と疑える事実があったときは、落札者の決定を保留とし、事務処理を終えた後に、落札者を決定することとします。

公平公正な入札執行のために、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

武蔵村山市総務契約課